

各 位

「1月28日の報道について」

1月28日に当社における申告漏れに関する報道がありました。この度は取引先様をはじめステークホルダーの皆様にご迷惑、ご心配をおかけしましたこと、深くお詫び申し上げます。

なお、報道の内容の詳細につきましては、以下のとおりであります。

当件は、大阪国税局より平成27年から平成29年（一部平成25年から）までの課税年度の法人税等について税務調査を受け、主に設備製作費用の資産計上、子会社との出向者費用の分担および技術支援費用の請求等について指摘を受けました。税務当局からの指摘については、見解の相違に起因するものでありますが、当局からの指摘を受け入れ修正申告を行い、過年度法人税等164百万円を平成30年12月期に計上いたしました。

重加算税の対象となったのは、社内設備製作費用の資産計上についてであり、設備製作にかかった作業時間について、実績時間を使用せず見積時間を使用することにより、資産計上する時間（費用）を少なく計算したとの指摘でした。これについては、当社では実績時間には資産計上に値しない手直し時間、一般的な教育時間、修繕時間等が含まれていたため、関係者部署で協議し、稟議等で見積もられた時間を使用することとしていました。当社には時間を少なく計算する意図はありませんでしたが、過去の作業時間について資産計上すべき時間と費用計上すべきでない時間を分析し、国税局に当社の主張を証明することはできませんでした。国税局の判断として、実績時間を使用しなかったことを悪質とみなされ、重加算税の対象となりました。

また、申告漏れの中で金額が大きかったものとして、子会社への出向者費用の分担がありました。これについては、本来は受益者＝子会社が負担すべき給与・賞与について、当社が過剰に負担しているとの指摘でありました。

本来グローバル企業であれば、相応のサービスを当社から子会社に与え、その代価としてロイヤリティをもらっているはずですが、相応のサービスには、技術指導や技術情報を現地語でマニュアル化し、供与する必要もありましたが、当社の場合は、そういった対応が、全てできているわけではありませんでした。そのため、当社の技術者等を、現地とのコミュニケーションの補完として、出向させていたことから、その費用の一部を当社負担としていましたが、国税局はその得た利益は海外子会社に帰属するものであるため、負担は子会社が負うべきとの見解でした。以前から、この問題は課題と捉えており、グローバル人材の採用も進め、コミュニケーションの補完もしなくてもよい体制づくりを進めてきていましたので、本指摘を受け入れることとしました。

これらの指摘を真摯に受け止め、鋭意改善に努めておりますので、引き続き、ご支援をお願いいたします。

お問合せ先

株式会社ニチリン

人事総務部 総務グループ

TEL：079-252-4151